

令和7年第4回定例会一般質問進捗状況

質問者	質問内容	答弁内容	進捗状況及び今後の対応	担当部署
増谷禎通議員	(質問1) 道路対策問題について 1) 各交差点に十字マークの設置をいただきたい。特に狭い横道は進入路がわかりにくいので十字マークを設置していただきたい。担当課長の答弁を求めます。	1) ご質問いただきましたように、特に狭い横道の進入路と交差する箇所に十字マークを設置することで進入路が分かりやすくなり、交通安全の観点から非常に有効であると考えております。現地を点検し、十字マークが設置されていない進入路や交差点にマークの設置や案内表示をする等し、現地に応じた対策を講じてまいります。	道路の点検を行い、現状、十字マークが設置されていない交差点へ設置するよう、手配しました。引き続き、交差点の交通安全対策を進めてまいります。	建設課
	2) 最近県道の交差点の傷みが激しいように思うが対策をお願いしたい。担当課長の答弁を求めます。	2) 県道は大型車両の通行も含め交通量が非常に多く、中でも交差点は、信号での一時停止・発進が繰り返されることから路面に大きな負荷がかかるため、特に劣化が進みやすい場所と言われております。劣化を放置すると、さらに劣化の進行が早まり、大きな損傷にもつながる可能性があり、早期の補修が重要であると認識しております。 ご指摘いただいた県道交差点の劣化につきましては、現地を点検し劣化の進行度合いや補修が必要な部分について状況を把握したうえで、県に対し迅速な対応を要請してまいります。	引き続き、現地の点検を行い、劣化の進行度合い等、状況を把握できたところから随時、県に要請してまいります。	建設課
	3) 応神大橋交差点の改良はできないか。交差点が鋭角に交わり、五叉路になっているため、堤防南進道路から応神大橋への右折が非常に困難である。また大型バスも通行するので拡幅改良できないか、徳島県と交渉していただきたい。担当課長の答弁を求めます。	3) 応神大橋東詰めの交差点は、現在1車線であるため応神大橋方面に向けた右折車両がスムーズに右折できず後続の直進車両の通行に支障をきたし、通勤時や休日に渋滞が多発する大きな要因となっております。 ご質問の交差点改良につきましては、令和8年度における徳島県への予算並びに施策に関する要望事項として徳島県町村会にとりまとめを依頼したところです。なお、現地は堤防上の道路であることから国土交通省との協議や道路拡幅に伴う用地買収が必要など、交差点改良を実現するうえで多くの課題がありますが、今後も引き続き渋滞緩和に向けて県と交渉してまいります。	県道交差点の渋滞緩和対策につきましては、引き続き、県知事要望等を通して県に要請してまいります。	建設課
	(質問2) 保険福祉問題について 1) 帯状疱疹が問題になっている。80歳までに3人に1人、85歳までに2人に1人が発症すると言われている。帯状疱疹予防には、ワクチンを接種する必要があるが、このワクチンが高価である。北島町の場合どのような補助制度があるのか聞きたい。担当課長の答弁を求めたい。	1) 令和7年度より、带状疱疹ワクチンの予防接種が予防接種法に基づく定期接種の対象となり、徳島県予防接種広域化委託契約により実施しております。 助成対象者は、年度内に65歳を迎える方、60～64歳でヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有するものとなっております。なお、令和7年度から5年間は経過措置として、その年度に70、75、80、85、90、95、100歳になる方も対象となり、令和7年度に限っては100歳以上の方も全員対象となっております。 带状疱疹ワクチンは2種類あり、生ワクチンは1回の接種費用が8,591円で自己負担金が4,000円、助成額は4,591円となっております。 また不活化ワクチン(組換えワクチン)は1回の接種費用が21,791円で自己負担金が10,000円助成額は11,791円となっております。 なお、不活化ワクチンにつきましては、2回の接種が必要となります。	左記により完結	健康保険課

令和7年第4回定例会一般質問進捗状況

質問者	質問内容	答弁内容	進捗状況及び今後の対応	担当部署
	2) がん患者などのウィッグに対する費用助成について、北島町では助成制度はあるか聞きたい。担当課長の答弁を求める。	2) 現在、北島町ではがん患者などのウィッグ等に対する費用の助成は行っておりません。 県内におきましては一部の市町で助成制度を設けているようですが、実施割合は全国から見て高いとはいえません。 ウィッグ等の使用は、がん治療の精神的なケアを行ううえで大変有効と認識しております。制度を設けるに当たっては県全体としての取組が望ましいと考えますので、県に対し助成制度の創設を検討していただけるよう要望してまいります。 町単独での実施につきましては必要性、対象範囲、財政状況などを検討するとともに、県の動向を注視していきたいと考えております。	助成制度の創設を検討していただけるよう県への要望の準備をしております。	健康保険課
	(質問3) 職員及び任用職員・定年延長者の雇用問題について 1) 会計年度任用職員の再任用回数の上限撤廃が全国的に進んでいるが、北島町は上限撤廃は考えていないのか、町長並びに担当課長の答弁を求めたい。	1) 会計年度任用職員の任用回数の上限につきましては、本町では任用回数に上限はございません。	左記により完結	総務課
	2) 任用職員の期末手当や勤勉手当の支給方法はどのようになっているか、担当課長の見解を聞きたい。	2) 期末手当・勤勉手当の支給につきましては、期末手当が年2.2ヶ月、勤勉手当が年0.2ヶ月となっております。	左記により完結	総務課
	3) 定年延長者の待遇は非常に悪いのではないかと。役職もなく給与も激減する。人口減少が続き貴重な人材である。人材活用の方法を検討すべきではないのか、聞きたい。町長並びに担当課長の答弁を求めたい。	3) 60歳を超え定年延長した職員の給与につきましては、地方公務員法第24条の均衡の原則に基づき、条例により必要な措置を講ずることとされており、国家公務員の取り扱いにあわせ、当分の間60歳を超える職員の給料月額が60歳前の7割水準に設定することとされております。	左記により完結	総務課
	4) 板野郡内には、土木・建築関係の技術資格を取得した町職員が居ないと聞く。北島町は今後技術職員の採用や職員のレベル向上のために、技術者の資格取得をすべきであると思うが、町長並びに担当課長の答弁を求めたい。	4) 技術資格を有する職員につきましては、平成26年以前は職として技師を採用していましたが、北島町行政組織規則が改正され、職名の技師が削除されたことにより、職名上技術職員がいないような状況となっております。現在、平成26年以前に技師として採用された職員が7名、令和5年度に採用した土木技師資格を有する職員が1名おり、大半の職員が水道課や下水道課、建設課に配属されております。	左記により完結	総務課

令和7年第4回定例会一般質問進捗状況

質問者	質問内容	答弁内容	進捗状況及び今後の対応	担当部署
	<p>(質問4) 残業改善問題について 令和6年度の時間外勤務について、令和7年9月30日付けで資料要求を行い、回答をいただいた。</p> <p>1) A氏の場合10月だけで、192時間、金額にして56万4575円になっている。あまりにも異常ではないか。B氏についても10月で164時間の残業があり、27万3598円となっている。A氏、B氏の給与額について聞きたい。担当課長の答弁を求めたい。</p> <p>2) C氏の場合も年間600時間年間の超過勤務手当が183万5589円になっている。これは、先の任用職員の年収と同等の額となっている。改善すべきではないか、担当課長の答弁を求めたい。</p> <p>3) 月160時間、192時間は労働基準法の「月45時間」、特別条項「月100時間未満」に抵触するのではないかと、担当課長の答弁を求めたい。</p> <p>4) 残業した1日の成果をレポートで提出させて検証すべきであると考えているが、担当課長の答弁を求めたい。</p>	<p>1) から4) につきまして、併せてご答弁させていただきます。 ご指摘のとおり、一部限られた部署で、限られた職員の超過勤務時間が過大となっており、それぞれの職員の給与額から算出され支払われた超過勤務手当も高額になっております。 過大な時間外労働は、職員の心身の健康障害に繋がる恐れもあり、早急な改善が必要と考えます。 労働基準法の適用は除外されますが、人事院規則においても働き方改革により超過勤務時間の上限が定められているところで、上限を超えた場合には超過勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行うこととなりますので、各所属長が常に職員の業務内容を把握し、報告を受ける必要があると思います。 今後は、人事院規則が定める超過勤務時間の上限、原則的には月45時間以下、他律的業務についても月100時間以下といった上限を超えないよう、各所属長が業務の分散化や事務分担の調整を図り、一部の職員に負担が偏らない、働きやすい組織づくりに取り組んでまいりたいと考えております。</p>	<p>業務分散が図れるよう選挙管理委員会書記を1名から3名といたしました。</p>	<p>総務課</p>
	<p>5) 視察で大阪国際空港まで公用車で、課長に運転をお願いし、ご苦労をかけました。町内や県内でも公用車の運転を職員にお願いするときがあるが、この場合の手当てなどはどのようになっているか、聞きたい。担当課長の答弁を求めたい。</p>	<p>5) 県内や県外に出張した場合などの職員の公用車運転に関しての手当についてですが、特に手当の支給等はございません。</p>	<p>左記により完結</p>	<p>総務課</p>
	<p>(質問5) 子ども取り巻く環境問題について 1) 不登校といじめ問題が新聞でも毎月のように掲載されている。不登校になる理由は、いろいろあると思うが、学校が楽しくないという理由が多い。現在の競争社会ですます、ついていけなくなっているのが大きな原因の一つであることは間違いない。今いろいろな才能を伸ばすためにも、不登校の子供も学校の中に居場所を作ることが文部科学省も求めている。各学校や学校外に居場所を作るために保護者の方も頑張っていることが新聞報道されている。北島町は今後どのように進めるのか、教育長の答弁を求めたい。</p> <p>2) 各地の学校でオンライン学習でも出席と認めることが報道されている。北島町の教育委員会の方針を聞きたい。教育長の答弁を求めたい。</p>	<p>1)、2) 併せてご答弁させていただきます。 教室に居づらい生徒が自由に使える専用室として、北島中学校に校内支援センターを配置しております。校外におきましては、適応指導教室ステップきたじまっ子を設置しており、不登校等の児童や生徒の自立心を培い、学校への復帰を目指す取組を行っております。学習や運動のほか、地元資源の活用も取り入れるなど工夫を凝らすことも検討してまいります。 学校によるオンライン学習につきましては、指導側の人材、労力、時間が必要になるため、今後の検討とさせていただきます。</p>	<p>左記により完結</p>	<p>教育委員会</p>

令和7年第4回定例会一般質問進捗状況

質問者	質問内容	答弁内容	進捗状況及び今後の対応	担当部署
	3) 教育関係者の性的不祥事も何度となく報道され後を絶たない状況である。性の問題は大変難しい問題であるが、避けては通れない問題である。私たちの子供時代は、今ほど規制が厳しくなかったので、子どものころから動物の生態などや巷に氾濫するポスターなどで自然とそんなものだと理解してきた。現在の子供たちも雑誌やスマホなどの氾濫で性に触れることはできるが、正しいあり方を幼児の時代から教えることが求められていると思う。新聞報道によると、ある保育所では絵本をつかって性教育していることが紹介されている。北島町ではどうか、教育長や保育所長の答弁を求めたい。	3) 幼稚園での幼い頃からの性教育は、4歳児では教材を用い「自分の体は自分だけのもので、大切にしよう知らせていく」指導を行っており、5歳児ではそれに加え友達の間でも大切にすることを育みつつ、ほかの人からいやなことをされた場合の対応方法を伝えるなど、年齢に応じた指導を行っております。 また、小中学校におきましても保健体育などの授業で指導しております。	左記により完結	教育委員会
		町立保育所では、絵本を通して性教育をしております。「だいじ だいじ ど - こだ？」という絵本を3、4歳児のクラスで読んでおります。 3、4歳児の性教育は、一人一人が大切な存在であることを学ぶことを目的としているため、今後も継続的に、絵本を通して子ども達と一緒に考える機会を設けていきたいと考えております。	左記により完結	保育所
	(質問6) 庁舎スペース改善問題について 1) 庁舎1階は各課の職員がひしめき合って業務をしている。足元にも書類が積みあがっている。庁舎1階ロビーを狭くして、業務スペースを広げるべきでないか。対策を検討してはどうか、担当課長の答弁を求めたい。	1) 北島町総合庁舎は建築後半世紀が経過しております。途中、南側を増築いたしましたが、新たな制度開始による業務量の増加等により、システム端末や職員なども増え、業務スペースが狭くなってきております。 これまでも、業務スペースが不足するたびに窓口カウンターを前に出して対応してきましたが、出入り口の確保など限界もございます。まずは足下などにある書類について整理するよう指導し、業務スペースの確保に努めてまいります。	左記により完結	総務課
	2) 選挙事務や税金申告などの時期には、2階空きスペースを活用し、業務に専念できる事務スペースを確保し退職職員・経験者などを採用してはどうか。担当課長の見解を聞く。	2) 2階空きスペースの活用につきましては、選挙執行の時期には5階ボランティア集会所に選挙管理委員会を設置することで専念できる事務室を確保し、選挙事務を行っております。また確定申告につきましては、申告に来られる方の人数が多いため、申告期間は7階大ホールで事務を行っているところです。それぞれの業務については、専門性も高く経験のある方が従事していただくことも効率的と考えますので、担当課とも協議してまいります。	選挙執行の際、選挙事務経験のある会計年度任用職員を採用し職員の事務負担軽減を行いました。	総務課
	(質問7) ごみ集積所管理問題について 先般、ごみ集積所の金網の改善をお願いしました。お世話になりました。その後も扉丁番の間隙からとまこが侵入し食い散らかすことがあるようである。この際集積所に生ごみは当日の朝出すようにとの「指示板」を作って掲示をお願いしたい。担当課長の答弁を求めたい。	本町の集積所は、町が設置した金網で囲われた集積所と宅地開発等の条件で設置しているボックス型の集積所があります。ご指摘の集積所のタイプは対策を講じても、少しの間隙等から小動物等の食い散らし被害を受ける場合があります。排出者のご都合で収集日前日の夜に出される場合がありますが、被害は人通りが少なくなった夜間に発生します。小動物等の食い散らし被害を受けている集積所には、ごみ出しは当日の朝に出していただけるよう看板の設置等を行ってまいります。 また、ごみの出し方につきましても町報や町ホームページを活用し啓発してまいります。	住民から要望のあった集積所などは看板等の設置を行っております。ごみの出し方につきましても町報や町ホームページ啓発文を作成中です。	清掃センター

令和7年第4回定例会一般質問進捗状況

質問者	質問内容	答弁内容	進捗状況及び今後の対応	担当部署
<p>夷谷大輔議員</p>	<p>(質問1) 保育料無償化について 令和7年9月から0歳児から2歳児の保育料無償化がスタートした。しかし、世帯収入640万円未満の方に限られる。本町の場合、保育料階層区分第5階層以内が対象である。対象外の方の負担額を保育料額で見ると、第6階層の0歳児が月5万円、1・2歳児が4万2千円。第7・8階層では0歳児が月6万円、1・2歳児が5万2千円である。無償化対象の第5階層の0歳児は月4万円、1・2歳児が3万5千円である。第5階層までの方は無償化の対象であるが、第6階層から第8階層の方は対象外であることは公平性が保たれていないと思う。徳島県の市町村では制限撤廃している自治体もあるが、本町は撤廃することはできないだろうか。そこでお聞きする。 制限撤廃すると年間いくらかかるのか。令和7年度時点での計算でいいのでお聞かせください。</p>	<p>令和7年9月より0歳児から2歳児の保育料無償化を開始いたしました。所得制限により第6階層から第8階層までの方は無償化の対象となりませんが、本町独自の保育料軽減制度により、18歳未満の児童が2人以上いる世帯において、保育料を第2子半額、第3子以降無料としております。 ご質問にございました所得制限を撤廃し全員無償にいたしますと、現時点での算定では、さらに年間約4,100万円、町の負担が増える見込みです。</p>	<p>所得制限撤廃につきましては、徳島県町村会から県へ要望しておりますが、今後も様々な機会を捉えて県へ要望してまいります。</p>	<p>子育て支援課</p>
	<p>(質問2) アクアプラザについて 令和7年12月から公募が始まり、1月下旬から2月上旬に選考会が行われる。選ばれた際には、令和8年4月から3年間施設を利用できる。 アクアプラザの在り方として、地域交流の拠点づくり・憩いの場の提供を目的として設置された施設と示されている。議会の視察として、10月に境町に視察に行ったが、そこでは指定管理しているが賃料をいただいているというお話であった。本町の魅力などふんだんに発信できる施設や地域おこし協力隊などが活動できる拠点なら町が補助してもいいと思うが、その他なら町が補助しっぱなしではなく、場所は提供するが代わりに賃料をいただくのがいいのではないかとと思うが、お考えをお聞きします。</p>	<p>議会で視察された境町では、公共施設の設計・建設・運営を一括して民間に委ねる仕組みを採用しており、当初から事業者の希望に沿った施設となるため、計画的な運営が可能で、賃料を支払うことができる仕組みになっていると伺っております。 一方、アクアプラザは既存の建物の管理運営のために、その活用方法を提案していただく公募方式になっております。 さらに、活用にあたっては、内部の設備や内装を事業者が整える必要があり、初期投資も必要です。そのため、限られた期間や活用方法の中で収益をあげるのが難しくなっていると考えられます。 今回の公募要項につきましては、応募対象者を町内の事業者だけでなく県内の事業者にも広げ、少しでも多くの事業者に参加していただけるよう変更しております。今後の公募にあたっては、地域交流の拠点づくりという設置目的を踏まえつつ、様々な運営方法を検討しながら、持続可能な運営形態を確保できるよう考えてまいります。</p>	<p>今後も管理運営方法について研究してまいります。</p>	<p>まちみらい課</p>
	<p>(質問3) 選挙公報について 近年、若者の政治に対する関心の低さが問題視されており、若者の政治離れが加速化している。本町の町議会議員選挙でも同様で、20代・30代の投票率は低い。前回の2023年4月の選挙では投票率41.28%、前々回は40.57%と前々回から0.71%上がっているが依然として投票率は低い。 議会として、議会だよりを通じて活動内容を発信したり、SNSを始めたりと関心を持ってもらえるよう試行錯誤しながらやっている。また、モニター懇談会やPTA懇談会、中学生会議も行ってきた。 他の自治体では選挙時に候補者の考えなどを載せた公報誌が配られる。それは投票率アップの一方策として有効な手段ではないかと考える。選挙ポスター、街頭演説だけでは候補者の考えが知ることができず、興味も湧かないだろう。候補者をよく知り、最善の候補者を選択するための手段とした選挙公報の発行が有効ではないかと考えるがお考えをお聞きします。</p>	<p>選挙公報の発行は、有権者に立候補のことをより知っていただき、政治に関心をもってもらえるひとつの有意義な方法と思われま。しかし、町で選挙公報を発行しようとした場合、告示日に立候補者のご協力のもと選挙公報の原稿をいただき、その後、原稿の校正、業者との調整、印刷業務、配達等にそれぞれ数日を要すると考えられます。町議会議員選挙の告示日から投票日前日までの日数は5日間となりますので、現状では投票日前日までにすべての有権者に選挙公報を届けることは難しいのではないかと考えております。 今後は、有権者への周知活動の充実及び投票率の向上のため、すでに他町で実施されている選挙公報の実例を調査・研究し、本町の選挙公報について検討してまいります。</p>	<p>他町で実施されている選挙公報の実例を調査・研究し、有権者への周知活動の充実及び投票率の向上に繋がるよう本町の選挙公報について検討してまいります。</p>	<p>住民課</p>

令和7年第4回定例会一般質問進捗状況

質問者	質問内容	答弁内容	進捗状況及び今後の対応	担当部署
	<p>(質問4) 防災訓練について 毎年開催している町主催の防災訓練だが、今年は雨が降り、残念ながら中止となった。しかしながら、災害に対する危機感を薄れさせてはいけない。 南海トラフ地震臨時情報が発表された際には県民の多くが防災意識を持ったことだろう。しかしながら何も起きない平穏な日常であることはいいことなのだが、防災意識を低下させないために防災訓練が必要であったことも事実だと思う。そこで2点お聞きしたい。</p> <p>1) 今年の防災訓練はどのようなことをする予定だったのか。</p>	<p>1) 今回、残念ながら中止となりました北島町防災訓練で予定していた内容は次のとおりです。 「巨大地震により町内で震度6強を観測し、津波の恐れがある」という状況を想定し、北島中学校への避難訓練を行う予定でした。 また、訓練会場におきましては、『自動解除鍵ボックスの説明』や『マンホールトイレの設置訓練』さらには『避難所での資機材体験』など、合計31の体験及び啓発活動を通じて、災害時に必要な知識や技能を学び、実際の避難行動に備える内容を計画しておりました。</p>	左記により完結	危機情報管理課
	<p>2) 順延ではなく、中止となったが代替えのようなことはしないのか。</p>	<p>2) 現時点では、今回の防災訓練の代替訓練は予定しておりません。 しかし、住民の皆さまの防災意識の一層の向上に向け、別の機会での体験や啓発活動の実施を検討するとともに、来年度の訓練がより充実した内容となるよう取り組んでまいります。</p>	左記により完結 【参考】R8/2/21(土)に避難所開設訓練実施	危機情報管理課
	<p>(質問5) 災害時の老人憩いの家の活用について 災害発生時の指定避難所に老人憩いの家は入っていない。北島南老人憩いの家だけが指定されている。 利用回数の多いところもあれば、年に数回しか利用されていないところもあり、老朽化した憩いの家は取り壊されるところもある。憩いの家という名前の通り、地域の憩いの場ともなっているところがあることも事実である。しかしながら、災害時の避難所には指定されていない。そこで2点について聞く。</p> <p>1) 老人憩いの家が指定避難所にできない理由は何か。</p>	<p>1) 老人憩いの家が指定避難所に含まれていない理由としましては、指定当時、町内全域が津波浸水想定区域に該当していたこと、また、建物が木造であり津波に耐えうる構造ではないことによるものです。</p>	左記により完結	危機情報管理課
	<p>2) 災害時、指定していない老人憩いの家が活用できる状況であれば避難生活することを認める可能性はあるのか。</p>	<p>2) 災害時における老人憩いの家の利用につきましては、木造建築であることや設備面の課題、また町内に点在していることから、避難所としての利用は基本的に想定しておりません。 しかし、指定避難所が満員となる場合や、地域が孤立して指定避難所への移動が困難となる場合には、職員が安全性を確認したうえで、臨時的避難所として活用することも考えられます。</p>	左記により完結	危機情報管理課
	<p>(質問6) 新給食センターについて 基本構想業務、基本設計、実施設計と進み、残すところ建築工事になってきた。計画では令和8年から工事が開始する予定となっている。しかし、9月に県が津波浸水想定区域の見直しを発表し、本町の浸水想定区域も大幅に減少した。そのため現計画地での建設も見直す必要があると本町も考えを示した。前回の一般質問でも給食センターの建設費を取り上げさせていただき、38億という建設費に対し、2億5千万円しか補助金が見つからないとの答弁をいただいた。現計画では学校給食、災害時の緊急一時避難場所、炊き出しの拠点など、学校給食と少しばかりの防災機能を有した給食センターである。今まで一般質問を通じて何度も給食センターについて質問してきた。建設開始がそこまで迫っている今現在、計画、設備、予算、補助金などは変わっていないのか。</p>	<p>現在進めております学校給食センターの整備事業につきましては、現時点で基本設計まで完了しておりますが、県が令和7年9月12日に南海トラフ巨大地震の新たな被害想定を踏まえて独自の津波浸水想定を見直したことから、実施設計は進めておりません。基本設計はピロティ方式でありましたが、県に情報提供を要望している10mメッシュでの新たな浸水深が1m未満になれば、ピロティ方式をとりやめ盛り土工法に変更したいと考えております。このことにより事業費は、人工地盤のとりやめや杭工事の減少等で減額することとなります。 補助額につきましては、現在のところ変更はございません。</p>	基本設計はピロティ方式で進めてきましたが、令和7年9月に県が南海トラフ巨大地震の新たな被害想定を踏まえて津波浸水想定を見直したため、盛り土工法に変更した場合、事業費は減額されることが考えられます。	教育委員会

令和7年第4回定例会一般質問進捗状況

質問者	質問内容	答弁内容	進捗状況及び今後の対応	担当部署
	<p>(質問7) 5期目を目指す古川町長について 令和7年第3回定例会の一般質問で、5期目を目指すのかという問いに対し、立候補を決意したと意思表示されました。その際、4期16年の総括と次の4年間についてご答弁がありました。企業誘致、人口増、避難タワーの建設、様々な課題を抱えながら北島町の発展にご尽力されたことは評価されるものであると思います。しかしながら、物価高騰、人件費高騰などで予算が大きく上がることが続いており、財政を圧迫していることも事実であります。また、公共施設の更新時期を迎えたり、修繕費も多くなり、財政に余裕があるわけではありません。4期16年の間には、給食費の半額補助、保育料無償化など多くの補助も行ってきました。そんな中、5期目を目指し立候補を決意し、表明されました。その際次の4年間について、防災、地方創生、ごみの問題、企業誘致についてお話をされておりました。財政についてはお話がありませんでしたが、今後の財政についてどのようにお考えかお聞かせください。</p>	<p>「入るを量りて 出ずるを制す」 家庭、企業そして自治体も、基本的にはこの言葉に尽きるものと考えております。すなわち、収入がどれだけ見込めるかを予測し、その範囲内で支出を検討するという事です。 しかし、家庭においても自動車の購入や住宅の新築といった大きな支出が必要な場合には、金融機関からの借り入れや分割払い(ローン)を検討することがあります。北島町におきましても同様であり、プライマリーバランスの健全化を常に図っていかねればなりません。 町の財政の健全性を確認する指標としましては、 ・財政力指数 ・実質赤字比率 ・連結実質赤字比率 ・実質公債費比率 ・将来負担比率 の各項目をチェックすることで評価が可能です。 これらの評価につきましては、今更申し上げるまでもなく、本年9月9日の北島町議会第3回定例会開会終了後の監査委員決算審査報告をご覧いただければと存じます。細かな数値につきましては申し上げませんが、いずれの審査におきましても適切であるとの評価をいただいております。 今後も、議員ご指摘のとおり大型投資が続く見込みではありますが、先ほど申し上げましたプライマリーバランスの健全性を第一に、適切な行政運営に努めてまいりますので、よろしく申し上げます。</p>	左記により完結	町長
板東泰史議員	<p>(質問1) ふるさと納税の制度変更時点での実績と今年度見込みについて 前回の質問で、総務省が今年10月よりふるさと納税の仲介サイトでのポイント付与の禁止を決定したことによる、9月末での駆け込みの影響を質問した。 1) 9月末時点でのふるさと納税の実績はどうか。</p>	<p>1) 令和7年度9月末現在のふるさと納税による寄附額は3,580万5千円となっており、令和6年度同時期と比較して2,939万3千円の増額となっております。</p>	左記により完結	総務課
	<p>2) 今年度見込み額は目標に届きそうか。</p>	<p>2) ふるさと納税にかかるポイント付与廃止に伴う駆け込みもあり、上半期寄附額の増加に繋がったことも想定されますが、全体的には増加傾向にあり、下半期において前年と同様の寄附があれば、設定した目標額に近づくものと考えております。</p>	左記により完結	総務課
	<p>(質問2) 公園の樹木の管理について 今年の夏も暑かった。以前から気になっていたが、都市公園の一部の樹木で著しい水不足で弱っている樹木を見た。適切な管理を求めたいが、現行の手順ではどのようにしているか。</p>	<p>ご質問いただきましたように、最近の気候変動の影響で、今年も暑い期間が長く降雨量も少なかったことから、公園や街路の一部の樹木が枯れるなどの現象が散見されています。これまで公園や街路樹の剪定等は、適時実施しておりましたが定期的な水やりは実施しておりませんでした。今後は、気候状況や樹木の状態を把握しながらより適切な維持管理を実施してまいります。</p>	一部の公園において造園業者による樹木の点検を実施いたしました。今後も気候状況を確認しつつ、適切な維持管理を行ってまいります。	建設課

令和7年第4回定例会一般質問進捗状況

質問者	質問内容	答弁内容	進捗状況及び今後の対応	担当部署
	<p>(質問3) 3. 道路補修に中学生の知見を 先日の委員会で建設課長より、道路補修は優先順位を付けて行う旨が報告された。舗装路を身近に最も見ているのは中学生ではないかと考える。時々放課後に町内で見た道路で補修して欲しいところはないか、アンケートを実施してはどうか。</p>	<p>日々、自転車等で町内の道路を通行している中学生は、舗装の状態を身近にご覧いただいていると思われます。ご提案のアンケートも含め学校や保護者の方を通じて舗装の補修要望をいただければ、今後の補修計画に反映させ、劣化の著しい箇所から順次補修を実施して行きたいと考えております。</p>	<p>行政相談員の方を通じて中学生に道路全般に対する要望について聞き取りを行う予定です。</p>	建設課
	<p>(質問4) 共同浄水場の給水開始について いよいよ来年4月より鳴門市との共同浄水場が給水を開始する。</p> <p>1) 見学会の要望が各所より出ているが、予定はどうか。また町民は参加可能か。</p>	<p>1) 見学会につきましては、具体的な内容や開催時期は現時点では決まっておりませんが、共同浄水場での給水が始まり準備が整い次第実施したいと考えております。申し込み方法などにつきましては、町報やホームページなどでご案内してまいります。</p>	<p>見学会の具体的な内容や開催時期は現時点では決まっておりません。準備が整い次第、町報等で案内します。</p>	水道課
	<p>2) 以前町内で移転したラーメン屋が、新店舗でスープが出ないと嘆いていたことがあった。浄水場が同じでも取水箇所によって水が違うのに、浄水場が変わるとどうなるか予測がつかない。希望する町民や事業者に対して、本格給水前にサンプル水を提供して貰えないか。</p>	<p>2) 共同浄水場で作られた水は、北島町民、鳴門市民の皆さま、そして両市町にある事業所等の皆さまへ公平に配水することを目的としております。そのため、特定の要望に個別の対応することは、難しいと考えております。</p>	<p>左記により完結</p>	水道課
松田亮平議員	<p>(質問1) 出張時の宿泊費見直しについて 近年インパウンドの増加や著しい物価高の影響で大都市圏を中心にホテル代が高騰しております。 職員の宿泊費は各自治体の条例により定められておりますが、国家公務員の宿泊費を実費支給に変更する「改正旅費法」が本年4月に施行されたことを受け、県内自治体においても条例を改正する動きが見られております。 既に条例を改正しているのは県や鳴門市、牟岐町、運用を見直し既に実費支給にしている徳島市。また小松島市や阿南市、松茂町や藍住町など5市6町が本年度中の条例改正を予定していることです。 本町においては条例改正を検討中と伺っておりますが、条例改正を行うのか、また改正するのであれば施行時期はいつ頃を目指しているのかお伺いしたいと思います。</p>	<p>ご質問にありますとおり、近年、インパウンド需要の影響等により、ホテル宿泊代が高騰し、実際の旅費負担と規定上の支給額との乖離が広がったことに伴い、2025年4月に国家公務員等の旅費に関する法律が改正されました。 出張規程や経費支給の仕組みを国家公務員の制度に準拠する形で整備している企業・自治体・国立大学などの組織では、今回の改正を契機に制度の再点検が求められており、本町におきましても、北島町職員の旅費に関する条例の改正について、令和8年度からの施行に向け、現在準備を進めているところです。</p>	<p>北島町議会 令和8年第1回定例会にて、職員の旅費に関する条例の改正議案を提出しております。</p>	総務課
	<p>(質問2) 重点支援地方交付金について 高市内閣は11月、経済対策の1つとして重点支援地方交付金の拡充を閣議決定いたしました。 地域のニーズに応じたきめ細かい物価高対策を目的とし重点支援地方交付金を大幅に拡充した結果となっております。自治体の裁量で使えるこの交付金ですが、本町においてはどのような使い道を検討されているか、現在分かっている範囲で教えていただきたいと思っております。</p>	<p>国の補正予算が成立しておりませんので現時点の情報ですが、交付金の予算規模は2兆円で令和6年度補正と比較して約3.3倍であることから、町への交付限度額も1億8千万～9千万ほどになると想定しております。 交付金の使途につきましては、関係各課で協議し決定したいと考えておりますが、以前に実施した内容を参考にしながら検討してまいります。</p>	<p>高齢者に対する支援 ・高齢者商品券配布事業 子育て世代に対する支援 ・給食費価格高騰対策事業 ・R8年度給食費減免事業 全世帯・事業所に対する支援 ・水道料金減免事業 ・プレミアム付き商品券事業 を予定しております。</p>	まちみらい課

令和7年第4回定例会一般質問進捗状況

質問者	質問内容	答弁内容	進捗状況及び今後の対応	担当部署
	<p>(質問3) ふるさと納税について 1) 今やふるさと納税は自治体にとって貴重な財源となっております。この貴重な財源である、ふるさと納税を増やすためには様々な取り組みが考えられます。 例えば、ふるさと納税に関心のあるユーザーや層を絞りターゲット設定の明確化を図ったうえでLINEやWeb広告を活用する「広告戦略」。また、返礼品の種類を増やし、独自に特産品を開発するなどの「魅力的な返礼品の提供」、寄附者が寄附金の使途を知ることができる「情報公開」、更には民間企業と協力を「自治体と民間との連携」などが挙げられます。 これまで本町においても様々な取り組みを実施されてきたと思いますが、今後更に寄附金を増やしていくためには、どのような取り組みが必要と考えているのか、課題も含めた今後の方向性を教えていただきたいと思います。</p> <p>2) ふるさと納税の寄附金を増やすために、首長は重要な役割を担っています。様々な取り組みを進めるうえでも、首長がリーダーシップを発揮することが不可欠であると考えます。そこで今後首長としてどのように取り組み、押し進めていくのか、町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。</p>	<p>1) 本町における今年度のふるさと納税に対する「広告戦略」といたしましては、令和5年度に人気のあった商品に絞り、過去に寄附をいただいた方を対象にしたダイレクトメールの送付、人気の高い釣り糸については、より認知度を高める必要があることから、インスタグラムでのキャンペーンを実施するなど、新たな取組を行っております。「魅力的な返礼品の提供」に対する取組といたしましては、本町及び松茂町・藍住町の3町が共通返礼品を提供できる体制づくりを行い返礼品の充実を図りました。また、本町特産品のなると金時を使った商品開発につきましても、事業者との検討を進めているところです。 経費5割ルールにより使用できる予算に限りがあり、事業を厳選しながら実施する必要があるうえに、先般ふるさと納税の費用抑制が検討されるといった報道もありましたので、今後も国の動向を注視しつつ、ふるさと納税の拡大を進めてまいります。</p> <p>2) 先般、ふるさと納税の先進地視察に議員の皆さまとともに参加させていただき、寄附金増加に向けた取組や工夫を直接確認し、その重要性を改めて実感したところであります。 先ほど担当課長からの答弁にもありましたが、これまで本町に寄附をいただいている方々へのフォローに加え、新たに寄附をしていただける方々の掘り起こしは、今後の制度運用において不可欠であると考えております。 北島町の魅力をより多くの方に知っていただくとともに、地域の皆さまにもご協力をいただきながら新たな魅力を創出していくために、ふるさと納税制度を効果的に活用してまいりたいと考えております。 今後も研究と工夫を重ねながら事業を進めてまいりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p>	<p>左記により完結</p> <p>左記により完結</p>	<p>総務課</p> <p>町長</p>
<p>中野真由美議員</p>	<p>(質問1) 中学校部活動について 中学校部活の地域移行について、2023年から2025年度を改革推進期間、2026年度から改革実行期間として改革を進めるように文部科学省から通知が来ているが、北島町でのこれまでの取組みと2026年度実行期間から部活動がどのように変わって行く予定なのかお伺いします。</p> <p>(質問2) コロナ後遺症に悩む児童生徒への配慮について 2025年9月に文部科学省からコロナ後遺症に悩む児童生徒への適切な配慮をするように通知が来ているが北島町での取組みをお伺いします。</p>	<p>令和7年度において、パドミントン部における休日の部活動を本町スポーツ少年団に地域移行いたしました。2026年度の実行期間以降、地域移行の受け皿となる地域団体や指導者が確保できた部活動から順次地域移行を進めていく予定となっております。部活動の地域移行の早期実現にむけて、引き続き地域移行の受け皿となる地域団体や指導者の発掘に努めてまいります。</p> <p>コロナの後遺症がある児童生徒の状況を各校に確認しましたところ、現在では該当者はありませんでしたが、引き続き適時調査を行ってまいります。</p>	<p>いくつかのスポーツ団体指導者と協議を重ねて、移行の検討を行っております。</p> <p>教示いただいた文科省のHPから抜粋して、各学校長へ情報提供して対応の呼び掛けを行いました。</p>	<p>教育委員会</p> <p>教育委員会</p>